

令和3年5月26日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市民部市民活動推進課

市民活動推進課の相談事業について

○法務局の通知により、「人権擁護委員の日」特設人権相談を中止する。

■特設人権相談

- ・東京法務局人権擁護部から新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、「人権擁護委員の日」特設人権相談（6月1日）を中止とする旨の通知があった。
→6月1日（火）に予定していた特設人権相談を中止する。
（毎年6月1日の人権擁護委員の日に実施。通常の人権相談は毎月第2木曜午後に実施。）
- ・相談を希望される市民には、東京法務局府中支局における「常設人権相談（法務局職員による相談）」等の電話による人権相談をご案内する。